

山梨県立美術館レストラン運営業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要項

1 公募の目的

山梨県立美術館（以下「県立美術館」という。）における施設利用者等の利便性の確保とサービス向上を図るため、レストラン運営事業者の公募を実施する。

公募にあたっては、企画提案の内容及び応募事業者の技術力・営業実績等について総合的な観点から審査の上、県立美術館運営の趣旨を十分に理解し、飲食物等の提供業務を円滑に遂行することができる、最も適切な運営事業者を選定する。

2 県立美術館の概要

(1) 概要

県立美術館は、昭和53年の開館以来、「ミレーの美術館」として県内外から広く親しまれている。

自然豊かな農業県にふさわしいコレクションとして、ミレーやバルビゾン派の絵画を継続して収集するとともに、県ゆかりの作家や作品を紹介し、幅広いジャンルで特別展を開催するなど、本県の芸術文化振興の中核として活動している。

また、貴重な寄贈作品や本県出身の版画家、萩原英雄や深沢幸雄のコレクションなど、所蔵品の総数は、現在、1万1千点以上に及んでいる。

展示以外にも、講演会や講座、体験教室など、様々な活動を行っている。

(2) 利用状況

(単位：人)

	常設展観覧者	特別展観覧者	その他施設利用	来館者合計
R1	76,546	117,706	174,993	369,245
R2	40,319	34,716	48,160	123,195
R3	52,096	58,138	133,315	243,549
R4	77,488	69,416	144,635	291,539

※常設展、特別展、その他施設利用者数は、重複の場合があり、来館者合計は延べ人数である。

(3) 指定管理者

SPS・桔梗屋・KBS共同事業体（令和6年4月以降変更予定）

3 運営施設

(1) 場 所：県立美術館1階レストラン

(2) 面 積：約197㎡（客席 約132㎡ 厨房等 約65㎡）

※参考 別添資料1（美術館図面）

4 運営期間

①運営期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

※開店及び退去に要する期間は上記運営期間に含むものとする。

※開店はできる限り早い時期とし、遅くとも令和6年5月1日までに開店すること。

②運営事業者が運営の継続を希望し山梨県がこれを適当と認めた時は、当初の年度から4年目までの年度末を限度として更新することができる。ただし、県が施設を公用、公共用、又は公益事業等に使用する時には更新することができない。

③運営期間の途中に、運営事業者の自己都合により業務を止めることはできない。ただし、やむを得ない事情があると県が特に認めた場合はこの限りでない。

5 施設利用形態

運営事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可を受けて運営するものとする。

6 運営条件

レストランの運営にあたっては、県立美術館の信用を保ち、運営期間中、安定して継続的に運営できることが条件となる。また、県立美術館が貴重な文化財を多数収集・保管・展示する施設であることを十分考慮し、レストランの安全性はもとより、文化財保護のため、美術館環境の保全に細心の注意を払うこと。

(1) 運営にあたっての基本的な考え方

本県では、2028年（令和10年）に迎える県立美術館の開館50周年に向け、文化芸術の振興を通じ、県民の創造力を刺激するとともに、地域に賑わいや心の豊かさをもたらす「文化立県」に相応しい県立美術館を目指すこととし、新たな歩みを進める方向性として「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定した。

本ビジョンにおいて、県立美術館レストランは、飲食や憩いの時間を提供するだけでなく、自然豊かな本県を象徴するコレクションと呼応するかたちで、地域の豊かさを味わう体験を提供し、五感を通して驚き、楽しみ、発見といったアートの価値体感を創出するとしている。

本ビジョンの内容を踏まえ、県立美術館レストランは、訪れたお客様に地域の魅力を発信し、新たな価値体験を提供できる運営を目指すこととする。

企画提案にあたっては、本ビジョンの内容を十分理解するとともに、次の事項を重視すること。

①レストランの方向性

県立美術館を訪れる幅広い層のお客様が、鑑賞の余韻に浸れるような、心地よくゆったりとした快適な環境の中、心のこもったサービスと料理を提供し、何度も訪れたい魅力ある施設とする。

②運営の内容

- ・食事と飲料の両方を提供すること。
- ・食事は軽食やデザート類も含めること。
- ・飲料は数種類用意すること。また、酒類の提供も可能とする。
- ・山梨県産食材を活用したオリジナルメニューを提供すること。
- ・県立美術館利用者はもとより、文学館や芸術の森公園への来訪者、近隣の住民や学生等、幅広くご利用いただけるようなメニュー構成、価格、営業日等を設定すること。

③県立美術館事業との連携・協力

- ・展示やイベント等とコラボしたメニューを提供すること。
- ・展覧会のレセプション開催に協力すること。
- ・燻蒸実施期間など美術館事業の関係上レストラン運営ができない期間は休業すること。

④サービスの向上・集客対策

- ・レストランに対する要望や意見を把握し、お客様に対してきめ細かく柔軟な対応に努め、常に質の高いサービスを行うこと。
- ・現金に加え、キャッシュレス決済（クレジットカード、交通系ICカード等）による支払いへの対応を行うこと。
- ・施設やメニュー等について、ウェブやSNS等を活用して積極的に広報するとともに、県立美術館の広報とも連携すること。

(2) 営業日等

- ・原則、県立美術館の開館日、開館時間内は営業すること。
- ・特別なイベント開催等に関連し、営業時間の延長又は短縮が必要な場合は対応すること。
- ・県立美術館の開館時間外（休館日等を含む。）の営業も可能とする。その場合は、事前に県に報告すること。

(3) 経費負担

- ①県が設置する基本的な設備（レストラン内のテーブル・椅子、厨房設備等）は別紙「設備機器一覧」のとおりであり、運営事業者において適正に管理すること。それ以外の什器等については、運営事業者が準備するものとする。
- ②県が設置した基本的な設備の修繕、更新等は、事業者と協議の上、必要に応じ予算の範囲内で、県が実施する。
- ③山梨県行政財産使用料条例（昭和39年山梨県条例第15号）に基づき算定した使用料を県に納付すること。（使用料の額（目安）は別途お問い合わせください。）
- ④光熱水費（電気、水道）のほか、その他の経費（人件費、商品の仕入れや製造に係る費用、清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の原状復旧費等）は運営事業者の負担とする。

(4) 清掃等管理

レストラン運営上必要となる清掃は運営事業者が行う。

(5) 衛生管理

運営事業者は、施設内及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生確保に万全を期すとともに、事業の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施すること。

(6) 防火・防犯上の対策

- ①運営事業者は、消防法による防火管理者を選任し、防火管理上必要な対策を実施すること。
- ②運営事業者は、必要な防犯対策を行い、自己責任において金銭を管理すること。

(7) 従業員の勤務体制

従業員の勤務体制は、業務が円滑に遂行されるよう留意し、適正に人員配置すること。

(8) その他の条件

- ①運営事業者は、美術館の業務遂行に連携、協力すること。
- ②運営事業者決定後に運営する権利を他人に譲渡又は継承させることはできない。運営事業者が直接運営すること。
- ③美術館内において火気を使用することはできない。
- ④食品衛生法その他の法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- ⑤運営に必要な各種法令に基づく許認可は、運営事業者が取得すること。
- ⑥廃棄物の搬出、処理は運営事業者の責任において適正に行うこと。
- ⑦施設内は全て禁煙とする。
- ⑧看板等の規模、デザイン、色彩等については、施設や施設周辺との調和に配慮することとし、設置にあたっては事前に県と協議し了承をえること。
- ⑨バリアフリーに配慮した運営を行うこと。
- ⑩その他、県から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図ること。

7 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集開始	令和5年12月11日(月)
(2) 現地説明・見学会参加申込書提出期限	令和6年2月2日(金)午後5時
(3) 現地説明・見学会	令和6年2月5日(月)午後1時
(4) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限	令和6年2月9日(金)午後5時
(5) 質問票提出期限	令和6年2月9日(金)午後5時
(6) 参加資格審査結果通知	令和6年2月13日(火)以降
(7) 企画提案書提出期限	令和6年2月20日(火)午後5時

- (8) プレゼンテーション審査 令和6年 2月27日(火) 予定
(9) 審査結果通知 令和6年 2月28日(水) 予定

8 企画提案募集要項等の交付

「山梨県文化振興・文化財課」ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/index.html>

9 現地説明・見学会

レストランの施設・設備等を確認いただくため、現地説明・見学会を実施する。

- (1) 開催日時 令和6年2月5日(月) 午後1時～
(2) 開催場所 山梨県立美術館レストラン
(3) 参加可能人数 1事業者2名まで
(4) 参加申込み

現地説明・見学会参加申込書(様式1)を提出すること。

① 提出期限

「7 企画提案に係るスケジュール」に記載のとおり。

② 提出場所

「18 担当部署及び問い合わせ先」に記載のとおり。

③ 提出方法

申込書提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、上記期限までに必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを「18 担当部署及び問い合わせ先」に電話で確認すること。

10 企画提案の参加資格

本企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

下記条件を全て満たす法人又は個人とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23

年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

- オ 3年以上飲食店を営んだ実績がある法人又は個人
- カ 直近過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- キ 国税及び県税の滞納がないこと。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式2）
- イ 会社概要等整理表（様式3）※法人のみ
既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ウ 登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- エ 過去3年間に飲食店を営んだ実績（様式4）
- オ 誓約書・役員名簿（様式5-1、5-2）
- カ 国税及び県税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

申請書提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとする。

持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを「18 担当部署及び問い合わせ先」に電話で確認すること。

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

「7 企画提案に係るスケジュール」に記載のとおり。

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

「18 担当部署及び問い合わせ先」に記載のとおり。

11 質問及び回答

本企画提案に関し質問がある場合には、質問票（様式6）に記載の上、次により提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 提出先 bunka@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出期間 令和5年12月11日（月）～令和6年2月9日（金）午後5時
- (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

12 企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 提出書類（様式7）

① 運営体制（様式7-1）

② 企画提案書（様式7-2）

仕様書及び審査基準に基づき、具体的な店舗の方向性、運営内容等を記載すると。

③ 収支計画書（様式7-3）

④ 提案者の業務概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする（個人の場合は経歴書等）
- ・直近の決算資料（法人の場合は損益計算書・貸借対照表など財務状況が確認できる資料、個人の場合は所得税確定申告書の写し）を添付すること

(2) 提出部数及び提出方法

書面により正本7部提出する。

提出は、持参または郵便によるものとする。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項「18 担当部署及び問い合わせ先」へ電話で確認すること。

(3) 提出期限

「7 企画提案に係るスケジュール」に記載のとおり。

(4) 提出場所

「18 担当部署及び問い合わせ先」に記載のとおり。

13 審査について

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、別添「審査基準」に基づき、山梨県立美術館レストラン運営事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）が行う。
- ② 審査はプレゼンテーション・ヒアリングにより、企画提案内容等について総合的に審査し、審査員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の者を最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、審査会において協議の上、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査結果

- ① 審査の結果企画提案者全員に文書にて通知する。

② その他

- ・総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなないことがある。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和6年2月27日（火）を予定しているが、詳細は別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内（詳細は別途連絡する。）

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度（提案書説明20分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む）

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 基本的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとする。
- ② 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこと。
- ③ 会場には山梨県で大型スクリーンを用意するため、事前にプレゼンテーションのデータを送付すること。なお、大型スクリーンの使用は任意とする。
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ⑤ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。

- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
- ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

16 確認書の締結

審査の結果、最優秀提案者と協議を行い、運営に係る基本条件を定めた確認書を締結する。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議する。

17 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式8）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ・ 提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の確認書、仕様書に反映する場合がある。

18 担当部署及び問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課 文化企画・施設担当

- ・ 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館3階
- ・ 対応時間 午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）
- ・ 電話番号 055-223-1790（直通）
- ・ メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp